3-2

森林整備保全事業計画（案）に対する意見の概要

1　意見募集期間：平成21年2月13日～3月13日（29日間）
2　提出者数　　18件（個人15件、法人3件　）
3　提出項目数　35項目
4　処理状況

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
1　趣旨を取り入れているもの 既に計画（案）に意見の趣旨を記述しているもの。または、意見の趣旨に沿った施策を推進しているもの。	13	○ 本計画の着実な実行を通じて、森林の手入れが進み、森林における二酸化炭素吸収がきちんと図られることを望む。 ○ 間伐が遅れている森林への間伐や高齢級間伐の推進などへの取組が必要と考えており、計画案に基づき森林整備が推進されるよう望む。 ○ 森林環境教育については、林業の視点から見た内容だけではなく、自然林の大切さや、森林形成に貢献してくれる野生鳥獣の大切さも教えることが必要。 ○ 路網整備の推進が重要であると考えており、計画案に基づき路網整備が推進されるよう望む。また、厳しい予算の中であるが、計画案に基づき治山対策が推進されるよう望む。 ○ スギの伐採木でアスレチックやログハウスを造るなどすれば、伐採も広葉樹への植え替えも進み、花粉症になやまされないようになるのではないか。 ○ 事業者はイベント的な森林整備のCSR活動ではなく、環境保全としての森林整備への関わりを意識すべきであり、そのための情報提供を進めるべき。 ○ 経費の面で捨てられる材を有効利用するため、路網の整備とバイオマスとしても価値が上がってきている未利用材に対する施策を充実させて欲しい。 ○ 杉・ヒノキを大きくする間伐のみでなく、そのスペースに他の木も植え込むなどの対策が必要ではないか。植物だけでなく、昆虫や動物も森の形成には必要不可欠のもであることを充分に考えた保全事業とすべき。

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
2 趣旨の一部を取り入れているもの 意見をそのまま記述することは困難であるが、一部意見の趣旨を計画(案)に記述しているもの。または、意見の趣旨と施策の推進方向との矛盾がないもの。	15	○ 都市住民をはじめとした幅広い参加を促し、国民全てが森林のサポーターとなるよう、森林環境教育に関する効果的な広報の検討、施策の充実を望む。 ○ 現在、我が国の人工林は若齢のものが極端に少なくなっていますが、齢級構成の平準化を誘導するための施策の充実をお願いする。 ○ 森林整備保全事業計画の策定に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保すること。 ○ 国が先導し先進国や林業の優れている国を研究し、我が国に応じた形で取り入れる必要がある、つまり、一本一本の木々に応じたやり方、一つ一つの山に応じたやり方で林業を振興すべきではないか。 ○ 健全な森林の育成のためには森林の境界確定の取組を進めるほか、第三者との協定を結んでの間伐など、将来を見据えた施業が実施できるようにさらなる対策をお願いする。 ○ 今後は、広葉樹の中でも、鳥獣のエサとなるドングリなどの実を付ける樹種など、生物多様性を考慮した植林を行うことが求められる。 ○ 国全体で林業就業者のイメージアップ戦略を図るなど、地域への林業就業促進に対する施策を引き続き進めて欲しい。 ○ 山間部の森林資源(バイオマス・農林産品)の継続的な利用を進めるための支援策が不足している。地球温暖化防止の観点からも、バイオマス資源への燃料転換促進への補助制度の充実等を進めるべき。
3 修文するもの		該当なし。
4 今後の検討課題等 意見の趣旨をそのまま記述すること、又は、推進することは困難であり、今後の検討課題とするもの。	7	○ 育成林全体に占める育成複層林面積の割合を現状の8.5%から10%にする、という目標は低い。せめて40%を目標とすべきではないか。 ○ 現在の施策は、積極的な間伐の促進といわれてるが、今後、5年後には、小規模な皆伐により材の集中的集荷を図る施策展開もあってもよいのではないか。 ○ 8つの留意事項の各項目は似たものはまとめて、スッキリした方が良い。 ○ スギの造成に拘る理由とスギ花粉対策について、説明してほしい。

森林整備保全事業計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果	項目数
1：趣旨を取り入れているもの	13 項目
2：趣旨の一部を取り入れているもの	15 項目
3：修正するもの	0 項目
4：今後の検討課題等	7 項目
計	35 項目

該当個所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題	施業の集約化を行うことが重要な課題となっており、今回の森林整備保全事業計画にはこうしたこともきちんと書かれており、計画が着実に進んでいけば良い。	1	ご指摘のとおり、森林の整備に当たっては、施業の集約化を図るとともに路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及・定着等に積極的に取り組んで参ります。
第2 事業の目標及び事業量	本計画の着実な実行を通じて、森林の手入れが進み、森林における二酸化炭素吸収がきちんと図られることを望む。	1	ご指摘のとおり、健全な森林の育成に向けて、間伐等の着実な推進に取り組むとともに、政府、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係者、国民の皆様のご協力の下、京都議定書目標達成計画における森林吸収目標の達成を目指して参ります。
第2 事業の目標及び事業量 1 事業の目標 (1) 森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」	間伐が遅れている森林への間伐や高齢級間伐の推進などへの取組が必要と考えており、計画案に基づき森林整備が推進されるよう望む。	1	ご指摘のとおり、健全な森林の育成に向けて、間伐等の着実な推進に取り組んで参ります。
	事業の目標「森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」」はタイトルが長すぎたり、項目が重複していたりして分かり難い。スッキリと分かり易くすべき(他の目標も同様)。また、各目標のタイトルの次に(実施の目標)と(目指す主な成果)とあるが、(方法と目指す成果)とまとめてはどうか。	4	事業の目標については、例えば、森林整備保全事業の実施による森林の水土保全機能の高度発揮によって「国民が安心して暮らせる社会の実現」を図ることとしており、事業の手段とその目標を明記しているものであり、ご指摘のように省略したり、まとめられるものではないと考えておりますので、ご理解を頂けますようお願い致します。

該当個所	意見の要旨	処理の結果（案）	処理の理由等（案）
第2 事業の目標及び事業量 **1 事業の目標** (1) 森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」	「国民の安心して暮らせる社会の実現」の文章に、安全の字句を入れてほしい。	2	ご指摘の森林の水土保全機能の高度発揮による「国民の安心して暮らせる社会の実現」は、安全の確保を前提とした位置づけとしているところです。具体的には実施の目標に「山地災害を防ぐ施設等の整備」を掲げ、また目指す主な成果として、これらの施設等の整備を行う治山事業によって「地域の安全性の向上を図る」こととしており、ご指摘の趣旨を盛り込んでいるところです。
第2 事業の目標及び事業量 **1 事業の目標** (1) 森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」 〈山崩れ等復旧と予防〉	復旧治山はもとより予防治山に重点を置くよう施策の展開をお願いしたい。	1	山崩れ等復旧と予防に係る成果指標については、崩壊した森林の再生やその予防等を通じて地域の安全性の向上を図ることとしており、ご指摘のとおり復旧治山事業、予防治山事業等を計画的かつ着実に推進して参ります。
第2 事業の目標及び事業量 **1 事業の目標** (2) 森林の多様性の維持増進、身近な生活環境としての森林や国民に広く開かれた森林の整備及び保全による「森林と人とが共生する社会の実現」〈森林の多様性の維持増進〉	育成林全体に占める育成複層林面積の割合を現状の8.5%から10%にする、という目標は低い。せめて40%を目標とすべきではないか。	4	上位計画である全国森林計画においては、平成35年度の育成複層林の目標面積を約160万ha、育成林全体に対する割合を約13．5%としているところであり、本計画もこの目標に即して着実な実施を図ることとしております。
第2 事業の目標及び事業量 **1 事業の目標** (2) 森林の多様性の維持増進、身近な生活環境としての森林や国民に広く開かれた森林の整備及び保全による「森林と人とが共生する社会の実現」〈森林環境教育の推進〉	都市住民をはじめとした幅広い参加を促し、国民全てが森林のサポーターとなるよう、森林環境教育に関する効果的な広報の検討、施策の充実を望む。	2	子ども達が森林とふれあう機会を確保し、森林・林業の重要性に対する理解を深めるため、森林環境教育を推進していくことが重要となっています。このため、森林・林業基本計画等に基づき、体験学習の場となる森林及び関連施設の整備、学校林の活用やインターネットによる情報発信等、森林環境教育の推進施策を講じているところであります。今後とも、森林環境教育を行うフィールドの適正な整備・保全を図るとともに、森林環境教育活動に係る施策の充実に努めて参ります。
	森林環境教育については、林業の視点から見た内容だけではなく、自然林の大切さや、森林形成に貢献してくれる野生鳥獣の大切さも教えることが必要。	1	ご指摘のとおり、森林環境教育については、植林、間伐、炭焼、木工、自然観察などの幅広い体験活動等を通じて、森林及び林業の仕組みはもとより、生物多様性の保全をはじめとする森林の多面的機能や環境との関係等について学習することを想定しております。今後とも、森林環境教育を行うフィールドの適正な整備・保全を図るとともに、森林環境教育活動に係る施策の充実に努めて参ります。

該当個所	意見の要旨	処理の結果（案）	処理の理由等（案）
第2 事業の目標及び事業量 **1 事業の目標** (3) 森林資源の循環利用による「循環を基調とする社会の形成への寄与」	現在、我が国の人工林は若齢のものが極端に少なくなっていますが、齢級構成の平準化を誘導するための施策の充実をお願いする。	2	利用可能な資源として充実しつつある人工林については、その健全性を確保するため、従来の間伐に加え、広葉樹林化、長伐期化など多様な森林の整備を進めているところです。ご指摘のように、国産材の利用拡大とともに、伐採後の的確な更新を確保することにより森林資源の再生・循環を図っていくこととしています。
	現在の施策は、積極的な間伐の促進といわれているが、今後、5年後には、小規模な皆伐により材の集中的集荷を図る施策展開もあってもよいのではないか。	4	本計画は、森林整備保全事業において重点的に取り組む目標等を明らかにするものであり、具体的な施業を明示する性格のものではありません。なお、林業の採算性の向上に向けて、施業の集約化を図るとともに、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及・定着等に取り組むことについて、本計画の基本的な方針に記述しておりますので、ご理解を頂けますようお願い致します。
第2 事業の目標及び事業量 **2 事業分野別の取組及び事業量**	路網整備の推進が重要であると考えており、計画案に基づき路網整備が推進されるよう望む。 また、厳しい予算の中であるが、計画案に基づき治山対策が推進されるよう望む。	1	ご指摘のとおり、適切な森林施業の基盤となる路網の整備及び安全・安心の確保を図る治山対策について、コスト縮減を図りつつ着実に推進して参ります。
第2 事業の目標及び事業量 **2 事業分野別の取組及び事業量** (1)森林整備事業	林道はもう造るべきではない。作業道や作業のために必要な施設の整備は必要最低限度に止めるべき。	2	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、健全な森林の育成や多様な森林の整備を行うためには、林内路網の整備は不可欠と考えております。また、林内路網については、自然条件や導入する作業システムに応じて林道と作業道等との適切な組合せによる整備を推進することとしております。なお、林道については、計画、設計及び施工すべての段階における周囲との環境との調和を図ることとしておりますので、ご理解を頂けますようお願い致します。
第3 事業実施に当たっての留意事項	8つの留意事項の各項目は似たものはまとめて、スッキリした方が良い。	4	事業を実施に当たっての留意事項の各項目は、それぞれ独立したものであり、まとめるべき性格ものではないと考えておりますので、ご理解を頂けますようお願い致します。

該当個所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
第3 事業実施に当たっての留意事項 **1 施策連携の強化等** (2) ソフト施策との連携	スギの造成に拘る理由とスギ花粉対策について、説明してほしい。	4	スギ花粉対策については、平成19年4月に林野庁内に「花粉発生源対策プロジェクトチーム」を設置し、平成19年8月に「今後の花粉発生源対策の推進方策について」を取りまとめ、公表しております。 また、スギは、我が国を代表する主要な針葉樹であり、形質が優れ、加工しやすいことなどから、古くから広く利用されてきました。さらに、現在のスギ林の多くは、戦時中及び戦災復興需要に伴う森林の伐採跡地の復旧や経済発展に伴う旺盛な木材需要への対応等の社会的・経済的要請に対応して、造成されたものであり、木材生産をはじめ国土の保全、水源のかん養等の様々な機能を果たすなど、我が国の気候風土に適した重要な資源であります。 これらの点について、ご理解を頂けますようお願い致します。
	スギの伐採木でアスレチックやログハウスを造るなどすれば、伐採も広葉樹への植え替えも進み、花粉症になやまされないようになるのではないか。	1	スギ花粉対策については、平成19年4月に林野庁内に「花粉発生源対策プロジェクトチーム」を設置し、平成19年8月に「今後の花粉発生源対策の推進方策について」を取りまとめ、公表しております。 また、スギ人工林の更新を促す上でも、スギ等の国産材を積極的に利用することは重要であり、このための体制の整備や国産材の利用拡大を図るための普及啓発を推進しているところです。
	造り過ぎた人工林を強度間伐し、各地で絶滅寸前となっているツキノワグマが棲めるような、ブナやミズナラ等動物が利用できる広葉樹中心の森の復元を大々的に行うことが必要。	2	ご指摘の野生鳥獣の生息環境に配慮した森林の整備及び保全については、本計画の留意事項に記述しているところです。本計画を踏まえ、野生鳥獣の良好な生息環境にも配慮し、地域の特性に応じて、間伐等の推進や広葉樹林化、針広混交林化等多様な森林の整備を推進していくこととしています。
	今後は、広葉樹の中でも、鳥獣のエサとなるドングリなどの実を付ける樹種など、生物多様性を考慮した植林を行うことが求められる。	2	
	ドイツのバーデン・ビュルテンベルク州で行われているように、林家が広葉樹を植えたときにのみ補助金を出すような、誘導施策を行うことが必要。	2	

該当個所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
第3 事業実施に当たっての留意事項 1 施策連携の強化等 (2) ソフト施策との連携	野生鳥獣は人間の乱開発による被害者であり、安易に駆除を行うのではなく、棲息地の復元で対応すべき。	2	ご指摘の野生鳥獣の生息環境に配慮した森林の整備及び保全については、本計画の留意事項に記述しているところです。本計画を踏まえ、野生鳥獣の良好な生息環境にも配慮し、地域の特性に応じて、間伐等の推進や広葉樹林化、針広混交林化等多様な森林の整備を推進していくこととしています。
	スギ花粉やシカなどの野生鳥獣被害の問題については、戦後の拡大造林政策が原因であり、「花粉の出ないスギへの転換」、「鳥獣頭数管理」などの「目の前だけの小手先の対策」ではなく、大規模間伐やスギ・ヒノキの主伐実施と、野生鳥獣の生息地を復元させる樹種転換を進めるべき。	4	野生鳥獣被害対策については、関係省庁や地方公共団体が連携して被害防止施設を設置するなど効果的な被害対策の推進とともに、野生鳥獣の良好な生息環境の整備・保全にも配慮し、地域の特性に応じて間伐の推進や広葉樹林の育成を図っていくこととしています。また、スギ花粉対策については、平成19年8月に取りまとめた「今後の花粉発生源対策の推進方策について」を踏まえ、現在、総合的な取組を進めております。
第3 事業実施に当たっての留意事項 3 地域の特性に応じた事業の実施	治山事業は山間僻地で実施されることが多いため、地域の特性に応じた事業の実施をお願いする。	1	地域の特性に応じた事業の実施については、本計画の第3の事業実施の留意事項に記述しているところです。引き続きご指摘のとおり、山間地などの地域の特性に応じた治山事業を推進して参ります。
第3 事業実施に当たっての留意事項 5 多様な主体の参加の促進	事業者はイベント的な森林整備のCSR活動ではなく、環境保全としての森林整備への関わりを意識すべきであり、そのための情報提供を進めるべき。	1	森林の整備・保全へ企業、NPO等の多様な主体が参加することが重要であることから、本計画の留意事項においても、活動フィールドの情報提供等のソフト施策との連携しながら、多様な主体の取組による森林の整備・保全を推進する考えであることを明示しております。
全般	森林整備保全事業計画の策定に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保すること。	2	森林整備保全事業計画を踏まえた事業の実施に当たっては、森林整備事業と治山事業の適切な役割分担の下、効果的かつ効率的に事業を展開し、森林の有する多面的機能を総合的に発揮されるよう努めることとしているところであり、今後とも必要な事業量の確保に向け努力して参ります。
全般	富裕層の利益を明らかにすることよりも、影に埋もれている人々の利益を明文化することによって、全国民の利益を明らかにすることが必要ではないか。	1	森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能を有しており、森林の整備・保全を通じて発揮されるこれらの便益は不特定多数の国民が享受しているものと考えています。このような観点から、本計画においては、前述の多様な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境創造事業として、事業横断的に国民的に分かりやすい目標を立て、それぞれの目標についてその達成状況を示す成果指標を設定しているところです。

該当個所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
全般	国が先導し先進国や林業の優れている国を研究し、我が国に応じた形で取り入れる必要がある、つまり、一本一本の木々に応じたやり方、一つ一つの山に応じたやり方で林業を振興すべきではないか。	2	森林の整備・保全を図る上で林業の振興は不可欠であり、本計画の基本的な方針において、森林の整備に当たり林業の採算性の向上に向けて、施業の集約化や路網と高性能林業機械を組合せた作業システムの普及・定着等に積極的に取り組むことについて記述しております。本計画を踏まえ、健全な森林の育成、林道等の林業基盤の整備を推進することにより、林業の振興等にも資するものと考えております。
全般	経費の面で捨てられる材を有効利用するため、路網の整備とバイオマスとしても価値が上がってきている未利用材に対する施策を充実させて欲しい。	1	間伐材を含む林地残材等の木質バイオマス利用については、路網整備や機械化による生産搬出コストの低減を図ることが重要となっています。このため、林内路網の整備を重点的に実施しているほか、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及・定着等を行っているところであり、引き続き、関連施策の充実に努めて参ります。
全般	健全な森林の育成のためには森林の境界確定の取組を進めるほか、第三者との協定を結んでの間伐など、将来を見据えた施業が実施できるようにさらなる対策をお願いする。	2	本計画は基本的に森林の整備及び保全に関する計画であるため、ご指摘の境界確定について具体的に触れていませんが、健全な森林の育成を進めていくためには、森林所有者が不明であるなど間伐実施の前提条件が整わない森林においても間伐を進める必要があると考えています。このため、平成21年度から、市町村や集落の代表者等からなる地域協議会による境界の明確化活動への支援を行い森林境界の明確化を促進することとしております。今後、これらの取組を進めていくとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう健全な森林の育成のための間伐等を効果的かつ効率的に推進して参ります。
全般	国全体で林業就業者のイメージアップ戦略を図るなど、地域への林業就業促進に対する施策を引き続き進めて欲しい。	2	森林の有する多面的な機能の発揮に重要な役割を果たす山村において、林業への就業の推進や居住基盤の整備等により山村の活性化を図っていくことが重要であると考えております。このため、山村地域における居住地周辺の森林や用排水施設等の整備を推進し、山村の定住条件の整備を図ることを本計画第2の森林整備事業において記述しているところです。このほか、林業の担い手となる人材の育成・定着のための「緑の雇用」等の施策を取り組んできたところであり、引き続き一層の推進に努めて参ります。

該当個所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
全般	杉・ヒノキを大きくする間伐のみでなく、そのスペースに他の木も植え込むなどの対策が必要ではないか。植物だけでなく、昆虫や動物も森の形成には必要不可欠のもであることを充分に考えた保全事業とすべき。	1	ご指摘のとおり、伐採後の的確な更新や森林の生育段階に応じた保育、間伐等の施業の着実な実施に加え、多様な国民のニーズ等を踏まえ、長伐期化、針広混交林化等の多様な森林の整備を進めて参ります。
全般	森林の有する機能は国土保全や地球温暖化の防止、生物多様性の保全、保健・休養や環境教育の場の提供など多岐にわたっており、今後とも、本計画に沿って適切な森林の整備・保全が図られていく事を望む。	1	ご指摘のとおり、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備保全事業を計画的かつ着実に推進して参ります。
全般	地球温暖化問題など、最近の林野行政を取り巻く環境は、国民に受け入れやすい状況が続いており、この状況を背景にもっと林野行政は自信と誇りを持っていいのではないか。	4	森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備保全事業を計画的かつ着実に推進するよう取り組んで参ります。
全般	計画の中に、もっと生物多様性保護・野生動物保護の視点を強く打ち出すことが必要。	2	本計画の基本方針において、昨年成立した生物多様性基本法等を踏まえ、森林の有する機能や森林に対する多様な国民のニーズの一つとして、今回新たに「生物多様性の保全」について記述することとしたところです。
全般	スギ自体をこれ以上植えるべきではなく、林業にも役立ち、生物多様性保全にも資するよう、広葉樹の建材等への活用を検討すべき。	2	スギは我が国を代表する主要な針葉樹であり、形質が優れ、加工しやすいことなどから、古くから広く利用されてきました。また、適切な施業の実施により木材等の生産をはじめ、国土の保全、水源のかん養等の様々な機能を発揮するなど、我が国の気候風土に適した重要な資源であると考えております。 なお、本計画においても重視すべき機能に応じた多様な森林づくりを進める観点から、森林と人との共生に向けて広葉樹林化や針広混交林化等の整備を行うこととしております。
全般	山間部の森林資源(バイオマス・農林産品)の継続的な利用を進めるための支援策が不足している。地球温暖化防止の観点からも、バイオマス資源への燃料転換促進への補助制度の充実等を進めるべき。	2	ご指摘のバイオマス資源の利用を進めることは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成や山村地域の活性化等を図る上で重要であることから、本計画の留意事項に新たに記述することとしているところです。 また、未利用木質資源の有効利用を図るため、木質バイオマス利活用施設の整備等を推進しております。